

ノートルダム清心女子大学知的財産ポリシー

2019年 3月31日制定

ノートルダム清心女子大学（以下、本学という。）は、本学産学連携センターポリシーに基づき、自らが創出した技術、事物、情報などの知的財産を有効にかつ速やかに社会に還元し、社会と連携、貢献することを目指している。

本学はこれら目標を達成するために、次の知的財産ポリシーを定める。

1. 知的財産の創出

本学は、学生の教育および研究活動に力を注ぎ、ならびに受託研究および共同研究などの産学官連携活動を積極的に推進し、知的財産の創出に努めていきます。

2. 知的財産の保護

本学は、知的財産の権利化に努め、保護のための組織を整備し、産学官連携活動においては守秘義務を守ります。

3. 知的財産の活用

本学は、知的財産が活用されるように、技術移転を積極的に図り、その成果を本学の教育および研究環境の整備に充て、新たな知的財産の創出を目指します。